

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第11回会議（定例会）

1 期 日 令和8年2月4日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時27分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 細川 義浩

企画管理部

企 画 管 理 部 長 原 義明
学 校 危 機 管 理 監 鈴木 真一
県 立 高 校 統 括 監 伊澤 浩二
教 育 総 務 課 長 鈴木 克之
教育総務課副参事兼人事給与室長 岡野 秀次
教 育 政 策 課 長 鈴木 孝明
教 育 政 策 課 副 参 事 兼
高 校 改 革 推 進 室 長 齋藤 俊介
財 務 課 長 田中 憲一

教育振興部

教 育 振 興 部 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
生 涯 学 習 課 副 参 事 兼
新 県 立 図 書 館 建 設 準 備 室 長 奈良 伸一郎
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
教 職 員 課 長 和久 純
文 化 財 課 長 大内 千年
教 職 員 課 副 参 事 金親 秀樹

企画管理部

教育総務課人事給与室給与制度班長 御山 益宏
同 主査 坂本 章
教育政策課高校改革推進室副主幹 新野 真也
同 副主幹 岡松 敏江
同 副主査 千葉 正人
同 主事 菱沼 和輝
財 務 課 予 算 班 主 査 奈良 謙次

教育振興部

生涯学習課	
新県立図書館建設準備室副主査	近藤 悠斗
同 副主査	井浦 菜摘
学習指導課主幹兼教育課程指導室長	吉田 俊一
同 指導主事	乳井 亜樹
同 副主査	小原 直樹
教職員課主幹兼管理室長	佐々木 恵
同 主席管理主事	青木 慎哉
同 管理主事	伊藤 忠幸
同 管理主事	松中 康博
同 管理主事	萩原 拓也
文化財課副課長	吉野 健一
同 指定文化財班 主任上席文化財主事	田邊 由美子

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	山口 聖剛
同 副主幹	小合 基夫
同 主査	土屋 雄輝
同 主査	積田 さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 令和7年度第10回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第71号議案から第77号議案までの議案7件、第10号報告から第14号報告までの報告議案5件、報告1の報告1件である。第74号議案、第75号議案、第12号報告及び第13号報告については、教育委員会会議規則第13条第1項第4号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第76号議案、第77号議案及び第14号報告については、同規則同条同項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

9 審議事項

第71号議案 県立高等学校の学科の設置について

【教育政策課高校改革推進室長】

本件は、令和7年10月に策定した「県立高校改革推進プラン・第2次実施プログラム」に基づき、東総工業高校の4学科を3学科に、茂原樟陽高校の3学科を2学科に再構成し、令和

9年4月に、新たな学科を設置するものである。再構成の背景として、中学生や保護者等にとって、学科名を見ても学びの内容がイメージしづらいなどの声が上げられていたため、わかりやすい学科名への変更を含む再構成を行うこととした。この再構成によって、中学生向けに学びの内容や学科名を広報しやすくなり、意欲ある志願者の確保と、各高校における魅力ある学校づくりの契機となることが期待される。

学校ごとの、再構成の状況についてだが、東総工業高校では、電気科と情報技術科を再構成し電気情報科に、電子機械科を機械科に、建設科は変更なしとした。茂原樟陽高校では、機械と電気の学びを柱として再構成し、環境化学科の学びは、それぞれの学科で継承していくこととした。

なお、再構成する前の現在の学科については、令和9年4月から募集停止をする。

【櫻井委員】

本資料に記載されている目標等が達成できるような県教育委員会としての支援と、学校の先生方が学校をより良くしていくような活動に取り組める環境整備や、先生方の内発的な動機付けを高める等の取り組みを要望したい。併せて、中学生にとって魅力的な高校であることを今以上に伝わるように周知していただきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

第71号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第71号議案は、原案どおり可決する。

第72号議案 千葉県指定有形民俗文化財の指定及び千葉県指定無形文化財の保持者の追加認定について

第73号議案 千葉県登録文化財の登録について

【文化財課長】

第72号議案及び第73号議案については関連しているため、一括して説明する。

初めに、第72号議案についてであるが、千葉県指定文化財の指定等については、千葉県文化財保護条例の規定により、あらかじめ千葉県文化財保護審議会に諮問しなければならないとされている。同審議会に対し、昨年11月21日に新指定文化財1件と、無形文化財の保持者の追加認定1件を諮問し、本年1月16日にこれらを指定、追加認定すべきものとして答申を受けたものである。

新指定文化財は、旭市にある地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が所蔵する、有形民俗文化財「四季耕作図」であり、明治期の農村の生業と暮らしを描いた民俗資料として重要なものである。

続いて、追加して認定する無形文化財の保持者についてであるが、立身流は、刀術を主体とする総合武術で、昭和53年に県指定無形文化財「武術 立身流」に指定された。保持者候補の加藤敦は、昭和62年生まれの38歳、現保持者である加藤紘の長男である。無形文化財「武術 立身流」の保持者として、立身流の形の技法を正しく体得し、これに精通して高度に体現できると認められる。

以上、1件を新たに県指定有形民俗文化財として指定するとともに、1件を県指定無形文化財の保持者として追加認定し、保存・活用を進めることが望ましいと考える。

続いて、第73号議案についてであるが、千葉県登録文化財の登録等については、指定等と同じく、千葉県文化財保護条例の規定により、あらかじめ千葉県文化財保護審議会に諮問しな

なければならないとされている。同審議会に対し、昨年11月21日に新登録文化財7件を諮問し、本年1月16日にこれらを登録すべきものとして答申を受けたものである。

1件目から3件目は有形文化財（建造物）「千葉県立東金高等学校記念館」「同茶室」「同正門」である。県立東金高校の前身である東金高等女学校の西洋作法室、茶室、正門として明治44年に建築されたもので、現存する明治期の高等女学校の教育施設として貴重な例であり、地域の景観に欠かすことのできないものである。4件目と5件目は有形文化財（彫刻）の「見性寺 欄間『波・雲に龍』」と「同『人物像』」である。「波の伊八」で有名な「武志伊八郎信由」が27歳の時の作品であることが判明しており、青年期の伊八の作風を示すとともに、活動の中心であった安房地域から離れた富津に残る貴重な例である。6件目は有形文化財（歴史資料）「加納家史料」である。一宮藩主の家系である加納家に関わる史料で、最後の藩主であった加納久宜と、その子である久朗が残した、書簡・日記・アルバム・スクラップブックなどである。戦後千葉県下において進められた開発行政の歴史など、戦前・戦後の昭和史を伝える貴重な史料である。7件目は、有形民俗文化財「鴨川の鰯万祝」である。万祝は大漁を祝うために、乗組員や関係者に配られた着物で、本資料は、昭和8年に鴨川漁場でおこなわれた大謀網での鰯の大漁を祝い、鴨川の山田染工場で作られたものである。鴨川で製作・使用され、さらに地元の郷土資料館に伝わる貴重な資料といえる。

これら7件を県登録文化財として登録し、保存・活用を進めることが望ましいと考える。

【櫻井委員】

資料について、デジタル化するなど調査研究に役立てるような形での活用方を検討いただきたい。今回、美術品としてではなく民俗文化財として登録をされたのは、原形を留めていないからだと思われる。屏風は屏風の形をしてこそ美しい作品になるはずであるから、デジタル技術を活用するなどして、本来の形で美術品として楽しめるような活用の方策も検討いただきたい。

【芦澤委員】

「波の伊八」についてシリーズとして登録を進めているということであったが、「波の伊八」関連作品をひとまとまりとして情報発信したり、冊子を作成したりするなどの考えはあるのか。

【文化財課長】

指定文化財等のデジタル化については、所有者が異なっているため、まずは所有者と今後の文化財としての公開等について相談していきたい。また、「波の伊八」の関連作品をまとめて情報発信すること等についても、同様である。

【永沢委員】

千葉県で、「波の伊八」を専門としている人物はいるのか。

【文化財課長】

元鴨川市の専門職員であった方が、鴨川に存在する物を中心に長年、研究を進められており、情報共有をしながら、登録等について相談している。

【貞廣教育長職務代理者】

第72号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第72号議案は、原案どおり可決する。

【貞廣教育長職務代理者】

第73号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第73号議案は、原案どおり可決する。

第10号報告 教育委員会所管に係る令和8年度当初予算案について

【財務課長】

本件は、令和8年度当初予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年1月14日付けで本委員会に意見を求められたが、教育委員会会議で審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、1月22日に知事に対して、本委員会として異議がない旨、回答したことを報告するものである。

令和8年度当初予算では、「第4期千葉県教育振興基本計画」に基づき、学校現場の多忙化対策、安全・安心な学びの場づくり、いじめ対策・不登校児童生徒への支援、児童生徒の学力向上など、重要な課題に取り組むために必要な予算を計上した。ここで、令和8年度当初予算案の概要について説明する。教育委員会所管に係る一般会計の当初予算は、4,385億7,128万3千円であり、令和7年度6月補正後に比べ、10.4%増で、約414億円の増となっている。

性質別内訳について、人件費は約3,614億円であり、人事委員会勧告を踏まえた給与改定や、令和8年度は段階的な定年引上げによる定年退職者が増加するなどにより、約270億円の増となっている。投資的経費は約209億円であり、県立学校のトイレ改修や特別支援学校の整備の進捗などにより、約51億円の増となっている。物件費は約109億円であり、県立学校空調のリース台数の増加などにより、約3億円の増となっている。その他の経費は約454億円であり、市町村立学校の一人一台端末整備の進捗などにより減となる一方、公立小学校等の給食費の負担軽減が開始されることにより約90億円の増となっている。

項別内訳、財源内訳については、記載のとおりである。

「特別会計奨学資金」については、高校生への奨学資金として月額1万円から3万円を貸し付けるもので、令和8年度は約25億円を計上している。

主要事業は、第4期千葉県教育振興基本計画の基本目標ごとに掲載している。また、昨年末に成立した国の補正予算に対応する事業については、令和8年度当初予算のほか、令和7年度2月補正予算に一部前倒して計上しているため、本資料には関連する2月補正予算の事業についても掲載してある。この中から、主な新規事業や拡充事業などについて説明する。

3 教員の多忙化対策の推進は、予算額18億2,930万円である。スクールサポートスタッフを特別支援学校で37人、高校で20人へ増員し、副校長・教頭マネジメント支援員を小中学校で62人、特別支援学校で4人、高校で19人へ増員するとともに、部活動指導員を中学校に加え、新たに高校においても試行的に5人配置する。

6 水産系高校魅力化推進事業は、予算額2,300万円である。本年度から配置している水産系高校の魅力化のための専門人材を引き続き配置するとともに、新たに遠隔地からの生徒受け入れ開始に伴い、下宿に係る家賃や施設運営費を支援する。

7 県立学校におけるAEDの屋外設置は、予算額1,400万円である。屋外活動や休日等に心停止が発生した場合に備え、全ての県立学校の屋外にAEDを設置する。

10 県立学校空調設備整備事業は、予算額34億7,176万8千円である。児童生徒の学習環境や教職員の執務環境改善のため、県立学校に空調を整備するもので、これまで整備対

象外であった、高校の理科室等の特別教室や教科準備室などの管理諸室を新たに対象とする。さらに、体育館も5校で設計、2校で工事に着手するほか、試行的に可搬式空調を導入する。また、国の補正予算に連動して、空調設備整備事業のうち、県立中学校及び特別支援学校の設置工事について、一部を2月補正へ前倒して計上する。

14 特別支援学校整備事業は、予算額34億136万5千円である。第3次県立特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密解消のため、新設校の設置等を進める。特別支援学校の施設整備は、国の補正予算で措置された交付金を活用し、2月補正予算に前倒して計上するもので、予算額56億3,465万5千円である。

15 医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業は、予算額8,150万円である。本年度実施している保護者支援モデル事業について、令和8年度は対象を全ての特別支援学校に拡大して、引き続き新たな支援体制の構築に向けた検証を行う。

18 ICTを活用した生徒の見守り支援システムの導入は、予算額2,600万円である。県立高校におけるいじめの重大化や自殺を予防するため、生徒の出欠席状況や心の健康状態に関する情報を複数の教職員で共有できるシステムを導入して、組織的な支援体制の強化を図る。

20 公立高等学校等就学支援事業、21 公立高等学校等奨学のための給付金事業、23 公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減は、国によるいわゆる教育無償化に係る事業となっている。

20 公立高等学校等就学支援事業は、予算額103億4,800万円である。公立高校等に在学する生徒の経済的負担軽減を図るため、年収に関わらず授業料相当額を支給するものである。

21 公立高等学校等奨学のための給付金事業は、予算額11億9,400万円である。就学支援事業と同様、経済的負担軽減を図るため、生活保護受給世帯や年収270万円未満程度の世帯に加え、新たに年収270万円以上490万円未満の中所得世帯も支給対象とする。

23 公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減は、予算額166億円である。公立小学校等に在籍する児童の学校給食費について、公立小学校は一人当たり月額5,200円、特別支援学校は月額6,200円を支援するものである。なお、国が小学校分の支援を開始することに伴い、県による第3子以降の無償化事業である。24 公立中学校等給食費無償化事業は、中学校分のみ補助対象として、引き続き実施する。県立学校の学校給食における物価高騰対策事業は、国の交付金を活用して2月補正予算に計上するもので、予算額は2,200万円である。急激な学校給食費の値上げを防ぐため、県立学校の給食に係る食材費の高騰分について、県が負担する。

28 国際的に活躍できる人材の育成は、予算額3億7,992万8千円である。国際的に活躍できる人材を育てるため、海外留学への助成や国際教育交流を推進するとともに、新たに県立中高一貫校において、ALTを増員するなど、英語教育を充実させ、体系的なカリキュラムをモデル的に構築するものである。

31 遠隔授業推進事業は、予算額360万円である。居住地に関わらず、生徒の多様なニーズに対応した学びの場を提供するため、安房拓心高校、九十九里高校において遠隔授業を試行的に導入するものである。

高等学校DX加速化推進事業は、国の補正予算と連動して2月補正予算に計上するもので、予算額1億4,100万円である。高校におけるデジタル等の成長分野を支える人材育成の充実を図るため、国の補助金を活用して、ICT機器整備等を行うものである。

33 キャリア教育の推進は、予算額3,300万円である。生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるようにするため、学校における実践的なキャリア教育を推進する。令和8年度は新たに「おしごと発見フェア」として、中学生の職業理解を深めるため、企業等との交流イベントを開催する。

38 縄文貝塚発信プロジェクト事業は、予算額350万円である。本件の縄文貝塚が持つ文化的価値を広く認識してもらうため、県内の縄文貝塚に関する情報交換会や、魅力発信するイベント等を開催するものである。

40 教職員定数は、37,834人で、学級数の増などにより、令和7年度から142人の増となっている。

第10号報告は終了。

第11号報告 教育委員会所管に係る令和7年度2月補正予算案について

【財務課長】

本件も第10号報告と同様に、知事から意見を求められたことに対して、教育長が臨時に代理し、異議ない旨を回答したことを報告するものである。

一般会計における補正予算額は、90億8,615万5千円の減額で、補正後は4,015億9,156万7千円になる。性質別内訳などは、記載のとおりである。

主な事業を説明する。1 一般会計「(1)教職員人件費」①の給与等は、12月までの支給実績を基に所要額を精査したことにより、17億5,794万8千円を減額するものである。②の退職手当は、令和7年度末時点で60歳以上の職員を対象とした退職に関する意向調査の結果、退職者数が想定する減少することなどにより、30億7,000万円を減額するものである。

(2) 国補正予算関連については、先ほどの令和8年度当初予算案で説明したとおりで、全ての事業に繰越明許費を設定する。

(3) 公立学校情報機器整備基金積立金は、予算額11億75万7千円を増額する。公立小中学校等の1人1台端末を更新するための基金に積み立てるもので、今年度に国から交付される額が確定したため、所要額を計上するものである。

(4) 高等学校等教育改革促進基金積立金は、予算額6,000万円を増額する。国が示す「高校教育改革に関するグランドデザイン2040(仮称)」に基づき、理数系人材の育成など緊要性のある取組等を実施するため、国の補助金を活用して新たに基金を造成するものである。なお、予算額の6,000万円は国から示された額であり、具体的な取組内容やその内容に係る国の支援額は、今後、検討を進めた上で、国との協議を踏まえて決定される予定である。

(5) その他の繰越明許費設定は、入札不調や工事の遅延により、繰越明許費をそれぞれ設定するものである。

第11号報告は終了。

報告1 第53回全国高等学校総合文化祭千葉大会第1回開催準備委員会について

【学習指導課長】

第53回全国高等学校総合文化祭千葉大会第1回開催準備委員会について報告する。

第1回開催準備委員会は、令和11年度に本県で開催予定の「第53回全国高等学校総合文化祭千葉大会」に向けて、庁内関係各課・関係団体と情報共有を図るとともに、大会基本方針や協賛部門等、大会のあり方について検討するため、1月13日に千葉県自治会館で開催された。会議では、まず第53回大会の概要説明及び、これまでの経過と大会開催までのスケジュールについての報告を行った。また、議案について本委員会に諮り、全会一致で承認された。なお、大会基本方針については、令和7年9月から11月にかけて計4回開催した生徒準備委員会で案を作成し、当日は代表生徒6名がプレゼンテーションを行い、大会基本方針に込められた意味や理由、生徒たちの大会に対する思いなどを語った。

大会基本方針は別紙2のとおりである。キーワードは、「千の光彩(ひかり)」「千の記憶(おもい)」「千の優姿(すがた)」の3つとし、千葉県の「千」と多様さを表す「千」が共通して入っている。まず、「千の光彩(ひかり)」は、第53回を通して、豊かで美しい自然を持つ千葉県の良さを体感してもらい、訪れた人々の心に彩りを与えるような大会にしたいという思いから、「こうさい」と書いて「ひかり」としている。「千の記憶(おもい)」については、昭和52年に、千葉県で第1回大会が開催されたという歴史から「きおく」の表記としたが、全国からこれから集う人々の思いを共有し、過去から未来へバトンを繋げるという意味を込め、「お

もい」と読んでいる。「千の優姿(すがた)」について、本来「ゆうし」とは「雄々しい姿」と書くが、完成度や技術の高さだけでは測れない、互いを思いやり認め合いながら表現に向き合う高校生ならでの「やさしさ」の意味を込め、「すがた」としている。

第53回大会開催までのスケジュールは別紙3のとおりである。令和8年度は大会のテーマやポスター原画、マスコットキャラクター原画等の公募やカウントダウンイベント等の実施等、準備を進めていく。

【貞廣教育長職務代理者】

高校生が提案したこの大会基本方針は、とても素敵である。千葉大会が実り多きものとなることを期待する。

報告1は終了。

委員報告 都道府県・指定都市教育委員研究協議会について

【芦澤委員】

1月15日にオンラインで、都道府県・指定都市教育委員研究協議会に参加した。本研修は、新任の教育委員に対して行われ、全国から32名の委員が参加した。

最初に文部科学省の担当者から、「初等中等教育施策の動向について」の説明を受けた。主な内容は、昨年成立した給特法等の改正など、学校における働き方改革についてであった。続いて、4グループに分かれた教育分科会において討議を行った。テーマは4つあったが、私は、学校における働き方改革をテーマとした分科会に参加し、福島県や新潟市、大阪市といった自治体の教育委員の方々とともに、各地の取り組みの紹介と質疑応答を行った。いくつかの自治体の取組を紹介する。まず、福島県では、働き方改革や災害時の緊急対応策を全県一律ではなく、地域の実情に合わせて各学校で策定し、現場の先生の主体性を高めている取組があった。また、新潟市では、授業をする先生のそばでサポートする、ボランティア応援隊という方々がいることや、小学校の総合学習の時間に、地元住民が地域の歴史の説明を子供たちに対して行っていることなどが紹介された。

千葉県の働き方改革推進プランに対しては、教育庁統一ダイヤルで電話対応を一元化したことが特に関心を集めており、24時間対応しているか等の質問を受けた。また、分科会のファシリテーターを務めていた文部科学省の方に対して、保護者などとの電話内容を最初から録音して暴言やトラブルを防止する取組を、各自治体ではなく全国共通の方針として保護者の理解を得るべきであると要望した。オンライン形式で限られた時間ではあったが、有意義な交流の場となった。

委員報告 県立大多喜高校への視察について

【櫻井委員】

1月22日に教育委員5名で行った、県立大多喜高校の教員基礎コースの視察について報告する。

県内に7つある教員基礎コースのひとつで、令和6年度から開設しているということであった。大多喜高校自体は、大多喜城の中に建てられた120年以上歴史のある伝統校であり、地域の方々の学校存続にかける非常に熱い思いで支えられた学校であるということ、説明を受けながら感じた。

令和3年度からは大多喜高校魅力化コンソーシアムを立ち上げて、町の関係団体や近隣の市町と学校、民間企業、大学等が、学校運営協議会と連携して、地域及び学校の課題解決に取り組んでいるようである。教員基礎コースは、地域に根差した教育と地域ニーズを踏まえた指導者の育成をスクールポリシーに掲げながら様々な活動に取り組んでいるということであった。

今回の視察では、教員基礎コースの生徒が1年間取り組んできたことを報告する令和7年度成果発表会に参加させていただいた。初めに、千葉大学で行われていた教育基礎コース交流学習会というものの報告が1年生からあり、その後、2、3年生による実習の振り返りと、その実習を通しての気づきや提言を含んだプレゼンテーションを拝見した。寸劇やスライドを用いたプレゼンテーションによる発表であり、しっかり準備されていた内容であった。また、高校生自身で考察を深め、かつ、提言までするという報告内容が印象的だった。個人的に印象深かったのは、「学校現場を見てきた上で、先生方の給与を設定するとしたらいくら程度が適正だと思うか」との問いに対して、戸惑いながらもやや高めの金額を述べており、教職の大変さを知った上で、それに見合うだけの給与が必要である社会的に価値があり魅力ある仕事だということ発言していたことである。教育条件整備や職場環境改善、待遇改善というのが、私たちに對する要望として出たものと受けとめている。教職に対する付加価値を仕事の中に見出せるような条件整備をしていかなければならないと改めて思ったところである。魅力ある仕事であることを発信していく中で、いろいろ高校生が将来の進路のひとつとして、教職を目指しているような、千葉県にしていきたい。

委員報告 第2回全国都道府県教育委員会連合会総会等について

【貞廣教育長職務代理者】

1月26日に、杉野教育長とともに第2回全国都道府県教育委員会連合会総会等に参加をした。連合会自体の運営に関わる総会、文部科学省からの行政説明、そして部会に分かれた協議の三部構成で行われている会議であるが、今回は、県立高校の未来をどう考えるのかというのが、主要かつ大きなテーマであった。

行政説明においては、いわゆる高校無償化の仕組みの変更についての説明があったが、担当者が一番熱を込めて話していたのが、ネクストハイスクールの構想についてであった。これは、国からプランが示されたのに応答して、各都道府県がネクストハイスクールの構想を行うということになっている。1校当たりにつく予算の話等、踏み込んだ発言もあった中、千葉県として満額の60億円を取れるように、全体で知恵を絞り、良い案を作っていければと思っている。

文部科学省から示された3つの柱の1つめが、専門高校を中心とするアドバンスエッセンシャルワーカーの養成の充実、2つ目が、理系人材の養成、3つ目が、いろいろな状況にある子供たちの学びを遠隔教育や様々な手段を使ってつなぎとめて充実させていくというものである。この3つ目の柱とも、本県が抱えている課題と非常に密接に連動しており、本事業を成功に結び付けないと、高等学校就学支援金によって公立学校が地盤沈下をし、次の交付金構想もなくなってしまうことも予想できるため、皆が良い高等学校を作っていこうと考えていかなければならない。

分科会でも同じような議論がされ、各都道府県からの参加者からは緊張感を持って真剣に考えている様子が窺えた。先ほど申し上げた1つめの柱の専門高校に対して、中学生の関心が低いという点は我々も共有していることであるが、2つ目の柱の理系人材についても、思わず考えさせられるデータを数日前に目にした。それは、高等学校で開講している科目ではなく、何%ぐらいの生徒がそれぞれの科目を履修しているのかというデータである。数学Ⅲを履修している割合は30%に満たず、物理に至っては22%程度であった。さらに、数学Ⅲと物理の両方を履修しているとなると、非常に少ない数となる。それらの学習の面白さ、また、その先にあるさらに面白い世界の広がりなどをどのように中学生や高校生に感じてもらうかという点が、とても大事だと思ったところである。国としては、高等学校就学支援金で公立学校を底上げするというのを考えているため、皆で知恵を出していければと思う。

<傍聴・報道 退出>

- 第74号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について
第75号議案 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について

教育総務課人事給与室長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

- 第12号報告 千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の原案について

教育政策課高校改革推進室長の説明により、報告終了。

- 第13号報告 契約の締結について

生涯学習課新県立図書館建設準備室長の説明により、報告終了。

- 第76号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

- 第77号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

- 第14号報告 職員の分限処分について

教職員課長の説明により、報告終了。

10 教育長閉会宣告

令和8年3月10日 署名人